

# お知らせ



## ETC車載器搭載促進 補助金制度の延長

砂川SAスマートインター  
エンジの利用促進を図るために実施している、ETC車載器搭載費用の一部補助について期間を1年間延長します。

- 対象 平成29年3月31日までに申請のあつたもの
- 詳細・申込 政策調整課  
⑬2121へ

## 上下水道料金の助成

次に該当する方を対象に上下水道料金を減額します。印鑑を持参のうえ申請ください。

### ● 対象

- ・ 生活保護世帯
- ・ 父母の収入で生計を維持し、20歳未満の子や一定の障がいのある子を扶養する世帯)
- ・ 70歳以上の単身者または夫婦のいずれかが70歳以上の世帯で、市民税非課税世帯

## 固定資産課税台帳 の縦覧・閲覧

- 詳細 中空知広域水道企業団  
⑬3831

市では、土地、家屋価格等縦覧帳簿の縦覧を行いますので、期間中にご覧ください。  
なお、固定資産課税台帳は、縦覧期間外でも閲覧できます。



- 詳細 印鑑  
社会福祉係⑬2121
- 持ち物 身体障害者手帳
- 申請 社会福祉係⑬番窓口
- 助成額 490円の助成券22枚  
(10月以降の申請者は11枚)

世帯、70歳以上の方が同居する親族を扶養している世帯で市民税非課税世帯の方の収入で生計を維持している市民税非課税世帯

- ・ 重度身体障害者(1・2級)
- ・ 今年度より父子世帯も対象となりました

### ● 詳細 土木課管理係⑬21

### 21

## 水道の開始・中止 必ず届出を

水道を使用開始・中止または廃止するときは、4～5日前までにご連絡ください。無

届で使用をやめた場合は、引き続き料金がかかります。市内で転居した場合は、旧住所と新住所の料金は別々に請求します。

- 詳細 中空知広域水道企業団  
⑬3831

- 料金 無料
- 持ち物 本人確認ができるもの、代理人は委任状
- 閲覧可能者 市内に所在する土地または家屋の所有者またはその代理人または借地・借家人など
- 料金 1回につき300円(5月2日)は無料
- 持ち物 本人確認ができるもの、代理人は委任状、借地・借家人は賃貸借契約書
- 縦覧・閲覧場所 いずれも資産税係⑬番窓口

### 午後5時15分

● 縦覧期間 4月1日(金)～5月2日(月) 午前8時30分～午後5時15分

## 【土地、家屋価格等縦覧帳簿】

# 健康福祉



## 重度身体障害者(児) ハイヤー料金助成券交付

市では、4月1日から重度身体障害者(児)を対象に平成28年度ハイヤー料金助成券を交付します。

- 対象 身体障害者手帳が交付されている方のうち、下肢・体幹・(脳原)移動・視覚障害が1・2級の方または内部障害が1級で「歩行困難」と記載されている方

※ 前述の障害部位・級以外の方は該当になりません。複合障害で1・2級の手帳をお持ちの方は手帳表紙裏面の障害区分をご確認ください。手書きの手帳をお持ちの方は市役所窓口へ提示してください。

株式会社  
**木川電機商会**  
Kikawa Electrical Construction Company  
創業63年 岩様のてんきをサポートするプロフェッショナル集団  
(株)木川電機商会マスコットキャラクター「ヨーチャン」

☎ 52-3443  
「でんきで一句」 「新年度 早めの節電 シェアしよう」

Fun to Share  
みんなでシェアして、低炭素社会へ。

木川電機商会は2014年度から地球温暖化防止啓発の「Fun to Share キャンペーン」に賛同しさまざまな取り組みを行っています

## 水道についてのお問い合わせは…

### 中空知広域水道企業団

フリーアクセス  
(通話料金無料)

**080-080-01432**

TEL.53-3831 FAX.53-2126

オイシイミズ

砂川営業所(砂川市役所1階)

TEL 54-2121

料金のお支払いには、  
便利な口座振替を

詳しくは  
「木川電機」で検索！

# みまもりんご 通信



市では、高齢者の皆さんのが住み慣れた地域で安心して暮らせるようにさまざまな事業を実施しています。

### ○在宅高齢者配食サービス

65歳以上の高齢者で栄養状態の改善が必要な方に、お弁当の配食と声かけ安否確認を実施します。月曜日から日曜日まで、定められた休日を除く希望日に1日1食、昼食として午前中にお届けします。なお、配食事業者は利用者が選択できます。

- ・利用者負担 1食 300 円
  - 詳細・申込 高齢者支援係 212111

## 国民健康保険・後期高齢者医療保険制度のお知らせ

～入院時食事療養費が4月から見直しとなります～

入院中の方と在宅療養中の方に対する負担の公平を図る観点から、入院時の食事代の負担額に従来からの食材費に加え、調理費相当額が加わります。なお、低所得者の方や難病の方、小児慢性特定疾病の方については引き上げが行われません。

### 【入院時食事療養費の食事代負担額（1食あたり）】

区分	現行	平成28年度	平成30年度
一般（下記以外の方）	260 円	360 円	460 円
市・道民税非課税世帯 低所得者 II	90 日までの入院	210 円	据え置き
	90 日を超える入院 (過去 12 か月の入院日数)	160 円	
低所得者 I	100 円		

◆お問い合わせ 保険係<sup>54</sup> 2 1 2 1

# 市内全世帯に配布される広報すながわに 広告を載せてみませんか？

## 广告主募集中

1号広告  
イメージ

1量広告(縦45×87mm) ≡ 5,140円

2号廣告(縦45×175mm) = 10,280円

■お問い合わせ 広報庁監係(54)2121

⑬ 広報 すながわ 2016 4 1

**移転しました !!**  
**池川生花店**  
**西 1 条南 6 丁目 1-1**



IKEGAWA

七三〇

セブンイレブン

国道 12 号

ガリソンスタン

1

## 【営業時間】

**平日・土曜日 9:00 ~ 18:30**

日曜日・祝日 9:00 ~ 12:30

**TEL 54-2230**

## 認知症を抱える 家族の交流会

認知症の介護を経験してきた仲間どうしが、悩みを受け止めながらアドバイスしあう交流会に参加してみませんか。

- とき 4月18日(月)、5月16日(月)、6月20日(月) いずれも午前10時～正午

- ところ ふれあいセンター
- 詳細・申込 ひだまりの会 坂本征子<sup>⑤③</sup> 3462へ

### フツ素塗布

虫歯予防のため定期的(6か月ごと)にフツ素塗布を受けましょう。

- とき 4月13日(水) 受付午前9時20分～9時40分
- ところ ふれあいセンター
- 持ち物 母子健康手帳と子どもの歯ブラン2本
- 対象 満1歳6か月～6歳
- 料金 700円

- とき 4月13日(水) ふれあいセンター<sup>⑤②</sup> 2000へ
- 詳細・申込 必ず歯磨きをしてきてください。希望者には歯の染め出しも行います
- ところ ふれあいセンターや

## 子育ての仲間づくりをしませんか?

子育て支援センターでは、5月からの「にこにこ広場」の参加者を募集します。歌や体操、工作など親子で一緒に遊びませんか。費用はかかりません。お友だちをつくり、一緒に交流しましょう。

- ◆とき 火・木曜日(月2回程度)  
午前10時～11時30分
- ◆対象 市内在住の0歳から未就学児の親子
- ◆詳細・申込 4月20日(水)までに、子育て支援センター<sup>⑤④</sup> 2450へ



## 軽度・中等度難聴児の補聴器購入費補助

市では、身体障害者手帳の交付対象とならない難聴の子どもに対し、言語の習得や健全な発達を支援するため、補聴器購入費等の一部を助成します。

●対象(すべてに該当する方)  
・市内に居住している18歳未満の方

・身体障害者手帳の交付対象となるない方

・両耳の聴力レベルが30デシベル以上の方

・補聴器の装用により、言語の習得等に一定の効果が期待できると医師に判断された方

・春期の問題・認知症の問題などに専門医が相談に応じます。

●持ち物 申請書、医師意見

- とき 4月13日(水) 4月13日(水)の前9時20分～9時40分
- ところ 滝川保健所

書、補聴器の見積書、印鑑※ 申請書および医師意見書は社会福祉係⑧番窓口にてお渡します。なお、購入前に申請が必要です

午後4時までに、滝川保健所<sup>⑨</sup> 6201へ

- 詳細 1 社会福祉係<sup>⑩</sup> 212
- 助成額 補聴器の購入・修理費用(見積額もしくは基準額のどちらか少ない額)の3分の2を助成

## 定例行政相談

行政への苦情や要望などの相談に、行政相談委員が対応しますので、お気軽にご相談ください。

- とき 4月15日(金) 午後3時～5時
- ところ 市役所市民相談室

- 相談料 無料
- 詳細・申込 生活交通係<sup>⑪</sup> 2121へ

- とき 4月14日(木) 午後2時～4時30分
- ところ 図書館

- とき 4月23日(土) 午前9時30分～午後3時
- ところ 市内小学校3～6年生

- 対象 4人(先着)
- 定員 16日(土)までに、図書館<sup>⑫</sup> 3819へ

## 救急車の適正利用について その症状、本当に救急車が必要ですか?

近年、単なる酒酔いや突き指、打撲、切り傷など、緊急性の低い救急要請やタクシー代わりの利用など、不適正な利用が増加しています。

昨年、救急車で搬送した傷病者のうち、入院の必要のない軽症の方の割合は48%にも上ります。

不適正な救急車の利用は、本当に救急車を必要としている方に対する適切な救命処置等が遅れて、救える命が救えなくなるおそれがあります。救急車の正しい利用をお願いします。

- ◆お問い合わせ 砂川地区広域消防組合消防本部<sup>⑬</sup> 2196



## 教育文化



### 1日子ども図書館体験